

# 湖北広域だより

令和3年6月 第31号



▲センターホームページ  
QRコード

編集・発行／長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 業務課  
TEL 0749-62-7143 FAX0749-65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp/>  
構成自治体(令和3年5月1日現在人口) 長浜市 116,347人 米原市 38,406人 合計 154,753人



## 羽毛布団のリサイクルを始めました

これまで焼却処理をしていました羽毛布団を、令和3年4月から再生利用(リサイクル)し、CO<sub>2</sub>削減等に努めてまいります。

なお、排出方法は変わりません。従来どおり、粗大ごみの日に出してください。



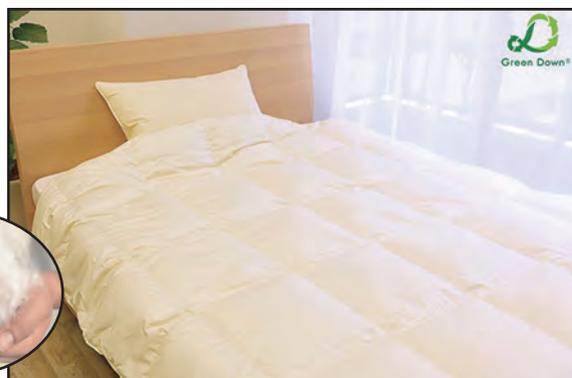
センター管内(長浜市・米原市)から収集・持込された可燃性粗大ごみから羽毛布団を抜き出します。



抜き出した羽毛布団を保管し、一定量溜まったら再生業者に売却します。



再生工場で羽毛布団の解体・選別・洗浄を行います。  
画像提供：河田フェザー株式会社



羽毛布団、ダウンジャケットなどに生まれ変わります。  
画像提供：河田フェザー株式会社

### POINT 羽毛布団リサイクルのメリット

#### ①二酸化炭素排出量の削減

水鳥の羽毛は50%が炭素で構成され、1kgを焼却すると、約1.8kgの二酸化炭素が発生します。

リサイクルすることで、センターで焼却して発生する年間約2,900kgの二酸化炭素の削減ができます。  
(令和2年度試算)

#### ②資源循環の促進

水鳥1羽の羽毛採取量は5~10g程度と言われており、羽毛布団1枚を製造するためには100羽以上から羽毛を採取する必要があります。

リサイクルすることで、希少な天然資源の確保、羽毛の安定供給による資源循環の促進につながります。

#### ③センターの新しい財源

これまで羽毛布団は焼却処理していましたが、リサイクルすることで、新たな自主財源を確保することができます。

令和3年7月1日からごみ持ち込みルールが変わります。詳細は3ページをご覧ください。

# 令和2年版家庭用こほくる～るの追加・変更について

令和2年10月に発行しました、令和2年版こほくる～るについて、よく寄せられる質問の回答と一部内容に変更がありましたのでお知らせします。

## ■質問

**Q** 使用済み蛍光管は**資源ごみ**として案内されていますが、**資源ごみ**の収集日に収集されません。

**A** 使用済み蛍光管は**資源ごみ**ですが、収集日は**粗大ごみ**の日になります。専用の回収容器に入れてください。直接施設に持ち込まれる際はクリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに持ち込んでください。

**Q** 掃除機やカメラなど家電製品のバッテリーは何ごみですか？

**A** 家電製品のバッテリーやモバイルバッテリーは**使用済み乾電池類**に出してください。車のバッテリーなど鉛蓄電池は販売店にご相談ください。



使用済み乾電池類

使用済み乾電池類が**不燃ごみ**に混ざると、**車両火災**の原因になります。  
錆びていても**使用済み乾電池類**を出してください。

**Q** シーツを古布に出したら、収集されませんでした。

**A** シーツであっても、キルティング生地のはリサイクルできないため、**古布**として収集することはできません。1m四方より小さいものは**可燃ごみ**、大きいものは**粗大ごみ**に出してください。



▲キルティング生地

### その他古布では出せないもの

枕、座布団、クッション、反物、帽子、ぬいぐるみ、スリッパ、靴、ベルト、かばん、雑巾、布団、じゅうたん、マットレス、その他汚れた・濡れた古布

**Q** ビデオテープは可燃ごみとして案内されていますが、CDやDVDはどうですか。

**A** CDやDVDは**不燃ごみ**に出してください。カセットテープやビデオテープはテープ部分が破砕機に絡まる恐れがあるため、ケースを含め**可燃ごみ**に出してください。



可燃ごみ



不燃ごみ

**Q** 石油ストーブを**不燃ごみ**に出したところ、イエローカードが貼られ収集されません。

**A** 石油ストーブは**粗大ごみ**です。**不燃ごみ**には出せません。車両火災を防ぐため、石油ストーブは灯油を抜いてから出していただくようお願いしていますが、不燃ごみに出されると、灯油が抜いてあるか確認することができません。電気ストーブなど灯油を使用していないものは大きさにより**粗大ごみ**と**不燃ごみ**の両方に出すことができます。

ごみ分別に関する質問やセンター施設への持ち込みに関する質問はセンターホームページで順次更新していきます。

センターホームページ【よくある質問】をご覧ください。



## ■変更点

米原市の庁舎統合に伴い、環境関係の担当課と連絡先が下記のとおり変更になりました。

米原市 自治協働課

〒521-0012 米原市米原1016番地 TEL 0749-53-5112

# 新ごみ持ち込みルール

令和3年7月から

## 1. 持込施設

以前までのルールと変わったところは赤字で記載しています。

発生元	ごみの種類	持ち込み施設
長浜地域 浅井地域 びわ地域 虎姫地域 湖北地域 高月地域 米原市	可燃ごみ、資源ごみ（古紙は除く） 可燃性粗大ごみ（布団・畳・カーペット等）	クリスタルプラザ 所在地：長浜市八幡中山町 200 TEL：0749-62-7141
	不燃ごみ・粗大ごみ（自転車含む）	クリーンプラント 所在地：長浜市大依町 1337 TEL：0749-74-3377
木之本地域 余呉地域 西浅井地域	可燃ごみ、資源ごみ（古紙は除く） 可燃性粗大ごみ（布団・畳・カーペット等）	クリスタルプラザ 伊香クリーンプラザ 所在地：長浜市西浅井町沓掛 1313 TEL：0749-88-0088
	不燃ごみ・粗大ごみ（自転車含む）	

## 2. 手数料

発生元	一般家庭	事業所
可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	80円/10kg	190円/10kg
資源ごみ（一部受付できないものがあります）	無料	190円/10kg
不燃ごみ・粗大ごみ（自転車含む）	80円/10kg	搬入不可

## 3. 搬入日時

平日の午前8時30分～12時 午後1時～4時30分（土日祝休日と年末年始を除く）  
※毎月第4日曜日は、直接持込の受け入れをしています（12月を除く）  
変更または中止する場合は、センターホームページやごみ分別アプリでお知らせします。

## 4. 搬入時の持ち物

### 一般家庭の方

- 搬入申請書：事前に記入のうえ、お持ち込みください。（様式はセンターホームページからダウンロードできます）
- 手数料：搬入量に応じて手数料をお支払いください。（現金のみ）
- 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど身分証明となるもの
- 発生元が分かる書類（本人確認書類と排出元住所が異なる場合のみ）：公共料金通知、郵便物など発生元の住所が分かるもの。

### 事業所の方

- 搬入申請書：事前に記入のうえ、お持ち込みください。（様式はセンターホームページからダウンロードできます）
- 手数料：搬入量に応じて手数料をお支払いください。（現金のみ）
- 排出事業所が分かる書類：社員証、名刺、事業所宛て郵便物、免許証（個人事業主の場合）など
- 発生場所が分かる書類（草刈り業者など事業所住所とごみ発生場所が異なる場合のみ）：見積書・伝票など発生場所が分かる書類

※発生元の住所が確認できる書類がない場合、搬入をお断りすることがあります。

## ■皆さまへのお願い

### 少量ごみは集積所に出してください

一時的に多量となるなど、持ち込まざるを得ない方のために施設への直接持ち込みを受け付けていますが、場内や計量設備は、多くの搬入車両を誘導できる設計とはなっていません。そのため、多くの車両が来場されると混雑し、集積所収集に支障が生じ、また周辺の交通渋滞を引き起こす原因となります。

少量ごみは集積所に出していただきますようお願いいたします。

持ち込みに関する詳細な情報はセンターホームページ【ごみの持ち込みについて】をご覧ください。



# 新一般廃棄物処理施設整備事業

## P F I 事業に係る実施方針の策定見通しについて

センターが整備を進める新一般廃棄物処理施設整備運営事業は、長浜市・米原市にとって大きな財政支出になることから、民間の資金と経営能力・技術能力を活用し、良質で低廉な公共サービスを提供することを目的に、事業方式をP F I手法のB T O方式で実施します。

センターが、P F I事業に係る実施方針の策定及び公表を行うことで、事業の公平性や透明性を確保し、民間事業者の事業参入のための検討を容易にします。また、事業に対する意見等を聴取することで、より効率性・実効性の高い事業を検討し進めていきます。

■ **事業内容** 熱回収施設（焼却施設、バイオガス化施設）、リサイクル施設、汚泥再生処理センター

■ **事業期間** 事業契約締結日から令和27（2045）年3月

### ■ P F I 事業予定スケジュール

1. 実施方針の公表 令和4（2022）年1月頃
2. 特定事業の選定及び公告 令和4（2022）年3月頃
3. 事業者の募集公告 令和4（2022）年5月頃
4. 契約の締結 令和5（2023）年2月頃

### P F I 手法とは？

▶ 民間資金と経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新及び運営を行う公共事業の手法です。



## 環境影響評価 現在の手続き状況

### 配 慮 書

事業計画の策定前の計画段階における手続き。対象事業の位置・規模や施設の構造・配置に係る複数の案や、環境の保全のために配慮すべき事項について検討し、その検討結果をとりまとめたもの。

※令和元年8～9月に公告・縦覧し、意見聴取を行いました。

### 方 法 書

配慮書に係る住民意見や滋賀県知事の意見等を踏まえ、今後実施する環境影響評価における調査、予測・評価の方法を検討し、その検討結果をとりまとめたもの。

※令和元年12月～令和2年1月に公告・縦覧し、意見聴取を行いました。  
※住民等への説明会は、令和2年1月11日(土)に実施しました。

### 準 備 書

現在の手続き

方法書及び方法書に係る住民意見や滋賀県知事の意見等を踏まえて実施した環境の現状調査及び本事業の実施による環境への影響の予測・評価を行い、その検討結果をとりまとめたもの。

※現在、公告・縦覧を行っており、意見聴取を実施しています。

### 評 価 書

準備書についての住民意見や滋賀県知事の意見等を踏まえて、準備書の記載事項を修正して、環境影響評価の結果(確定)をとりまとめたもの。

※詳細については、センターホームページで順次更新していきますので、  
(<http://www.kohoku-kouiki.jp/topics/新施設整備事業.html>) をご覧ください。

